

令和3年12月10日

指定管理者の指定について（練馬区立石神井公園区民交流センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立石神井公園区民交流センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北六丁目13番2号 カントービル
練馬建物総合管理協同組合
代表理事 清水 一郎

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月14日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議) (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)
5月18日	令和3年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告) (モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価) (現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

7月27日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
8月6日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
9月6日	申請書類受付
9月8日	経営診断委託
9月27日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月10日	令和3年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、安定性・継続性が確保された施設運営が期待できること、これまでの当該施設における運営実績を生かした提案が行われていること等の理由により、練馬建物総合管理協同組合が練馬区立石神井公園区民交流センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

利益を上げる力はやや劣っているが、資金力が特に優れており、借入金もなく、経営の安全性も優れていることから、今後も安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

施設利用者からの意見・要望に細やかに対応し、サービス水準の維持・向上に取り組んでいる。

利用者アンケートの満足度は、4年間の平均で92.6パーセントであり、評価は良好

である。

苦情処理は、規程を整備し、区と連携して適切かつ迅速に対応するよう努めている。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

利用者の状況に応じたきめ細やかな対応、複合施設内の連携、経費縮減等を取組方針とし、施設の利用促進についての提案がある。

現在のサービス水準の維持および向上のため、利用者アンケートや運営協議会等を通じて利用者ニーズを把握し、施設の運営に反映させる提案がある。

職員教育は、OJTに重点を置きつつ、区の研修も活用しながらOff-JTを計画的に実施することで、効果的に職員の能力・資質の向上を図る提案がある。

新型コロナウイルス感染症拡大防止として、施設利用時における基本的な感染症対策の徹底、職員の行動指針、施設運営における感染防止策等、区の方針に従った適切な感染拡大防止の取組についての提案がある。

これらの提案から、適切な施設運営体制を構築することが期待できると評価した。

(4) 運営経験を生かした取組

これまで実施してきた自主講座や利用者発表会の継続実施により、利用者の施設利用率の向上や相互交流の促進への提案があり、評価できる。

コロナ禍における施設運営の経験を踏まえ、感染対策や非常時の体制など、適切な施設運営についての提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

毎日の施設内の巡回により、不審者・不審物等の有無の確認、施設設備の不具合の確認等、日常的な点検体制についての提案がある。

また、危機管理マニュアルの継続的な見直し、委託先スタッフも含めた全職員の緊急時体制の整備と訓練の実施、組合本部の応援体制等、非常時に備えた提案があり、いずれの提案も評価できる。

(6) 効率的な管理運営

シフト制による正規職員の配置に加え、パートタイム雇用の補助員や組合員を活用

し、効率的かつ効果的な人員配置の提案があり、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

区民の文化活動および相互交流を促進することを目的として、現在実施している作品展示や活動発表会に加え、新たにSNSを活用した施設の事業案内等、情報の発信についての提案がある。

新たに、ワークサポートねりまと連携し、企業の事業説明と業務の実演を行う面接会の実施についての提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する石神井公園区民交流センターの施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(8) 地域への貢献

現在の職員体制は8割が区民であり、今後も継続した区民雇用の促進についての提案がある。

業務の再委託、物品の調達について、区内事業者や商店街を活用する提案があり、いずれの提案も評価できる。

また、区内の障害福祉サービス事業所の就労継続支援の受入先として協力する提案があり、地域との協働・連携の推進が期待できると評価した。

指定管理者（練馬建物総合管理協同組合）選定の審査結果
（練馬区立石神井公園区民交流センター）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	9点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	30点	24点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に 応じた評価 項目	(1) 区民の文化活動および相互交流を促進するための場の提供に関する事業の提案 (2) 区内産業の振興に係る情報および場の提供に関する事業の提案	30点	24点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	157点